

○大府市母子家庭等医療費の助成に関する条例

昭和53年9月13日大府市条例第28号

改正

昭和57年9月21日条例第32号

昭和57年12月23日条例第42号

昭和61年3月31日条例第16号

平成3年6月26日条例第36号

平成4年3月26日条例第10号

平成5年12月24日条例第30号

平成11年3月25日条例第16号

平成12年6月29日条例第34号

平成14年3月28日条例第12号

平成15年6月30日条例第18号

平成16年12月27日条例第39号

平成18年6月29日条例第26号

平成19年3月23日条例第1号

平成19年3月23日条例第10号

平成20年3月24日条例第5号

平成20年9月25日条例第30号

平成24年3月28日条例第9号

平成26年9月29日条例第23号

平成26年9月29日条例第25号

平成28年3月25日条例第10号

大府市母子家庭等医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、母子家庭の母及び父子家庭の父並びにこれらの家庭の児童の健康の保持増進を図るため、医療費の一部を助成し、もって福祉の向上に寄与することを目的とする。

(受給資格者)

第2条 この条例において、母子家庭等医療費の助成を受けることができる者（以下「受

給資格者」という。)は、本市の区域内に住所を有する者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第6条第1項に規定する配偶者のない女子で18歳以下の者(18歳の者にあつては、18歳に達した日の属する年度の末日までを18歳以下の者とし、同日以後引き続いて小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)又は中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)に在学する者を含む。以下「児童」という。)を現に扶養しているもの(以下「母子家庭の母」という。)

(2) 法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で児童を現に扶養しているもの(以下「父子家庭の父」という。)

(3) 前2号に掲げる者に現に扶養されている児童

(4) 父母のない児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としな

(1) 母子家庭の母及び父子家庭の父(以下「母子家庭の母等」という。)の前年(1月から7月までの間にあつては前々年)の所得が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに母子家庭の母等が前年(1月から7月までの間にあつては前々年)の12月31日において生計を維持していた扶養親族等でない18歳未満の者(母子家庭の母等が同日において生計を維持していた20歳未満の者で児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「政令」という。)別表第1に定める程度の障害の状態にあるものを含む。)の有無及び数に応じて政令第2条の4第2項に定める額以上であるもの並びにその者に現に扶養されている児童

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)別表に定める程度の障害の状態にある65歳以上の者(その者が高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間は除く。)

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

(4) 大府市子ども医療費助成に関する条例（昭和48年大府市条例第18号）により医療費の助成の対象となる子ども及び大府市障がい者医療費助成に関する条例（昭和57年大府市条例第41号）により医療費の助成を受けることができる者

(5) 法令の規定によりこの条例と同等な医療に関する給付を受けすることができる者

3 前項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当に係る所得の範囲及びその額の計算方法の例による。（居住地特例）

第2条の2 受給資格者のうち、国民健康保険法第116条の2第1項各号に規定する病院、診療所又は施設（以下この条において「病院等」という。）に、入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、本市の区域外に住所を変更したと認められる者については、前条第1項の規定にかかわらず受給資格者とする。

2 病院等に入院等をしたことにより、本市の区域内に住所を変更したと認められる前条第1項に該当する者については、同項の規定にかかわらず受給資格者としな

（受給者証）

第3条 この条例による母子家庭等医療費の助成を受けようとする受給資格者は、あらかじめ、市長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による母子家庭等医療費の助成を受ける資格を証する母子家庭等医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けなければならない。

2 受給者証の交付を受けた受給資格者（以下「受給者」という。）は、第4条の規定により母子家庭等医療費の助成を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「医療機関等」という。）に対し診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

（助成の範囲）

第4条 市長は、受給者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合、受給者が負担すべき額（以下「医療費」という。）を助成する。ただし、当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたとき、又は附加給付規定に基づき給付

された額は除くものとする。

(助成の方法)

第5条 前条の規定による医療費の助成は、当該医療費を医療機関等に支払うことによつて行ふ。

2 前項の規定にかかわらず市長が特別の事情があると認めるときは、受給者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(届出義務)

第6条 受給者は、規則で定める事項に変更があったとき又は医療費の助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、その旨を速やかに、市長に届け出なければならない。

2 受給者証の交付を受けた者が受給資格者でなくなったときは、その旨を速やかに、市長に届け出るとともに受給者証を返還しなければならない。

(損害賠償との調整)

第7条 市長は、受給者が医療費の助成に係る疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その額の限度において、医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者がいるときは、その者から、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第9条 この条例により医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(報告)

第10条 市長は、医療費の助成に関し必要があると認めるときは、受給者証の交付を受け、若しくは受けようとする者又は医療費の助成を受け、若しくは受けようとする者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、医療費の助成に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和53年11月1日から施行する。

附 則（昭和57年9月21日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年12月23日条例第42号）

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月31日条例第16号）

この条例は、昭和61年8月1日から施行する。

附 則（平成3年6月26日条例第36号）

（施行期日）

1 この条例は、平成3年8月1日から施行する。

（大府市老人医療費の助成に関する条例の一部改正）

2 大府市老人医療費の助成に関する条例（昭和57年大府市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「大府市母子家庭医療費の助成に関する条例」を「大府市母子家庭等医療費の助成に関する条例」に改める。

附 則（平成4年3月26日条例第10号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年12月24日条例第30号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月25日条例第16号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月29日条例第34号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の大府市母子家庭等医療費の助成に関する条例第3条の規定によりなされた申請、手続その他の行為は、改正後の大府市母子家庭等医療費の助成に関する条例第3条の規定によりなされた申請、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成14年 3 月28日 条例第12号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年 6 月30日 条例第18号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大府市母子家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、平成15年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成16年12月27日 条例第39号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 4 施行日より前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成18年 6 月29日 条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年 8 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 （前略）第 2 条の規定による改正後の大府市母子家庭等医療費の助成に関する条例（中略）の規定による受給者証の交付その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成19年 3 月23日 条例第 1 号）

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月23日 条例第10号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年10月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成20年 3 月24日 条例第 5 号）

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 9 月25日 条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 3 月28日 条例第 9 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年10月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成26年 9 月29日 条例第23号）

この条例は、平成26年10月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 9 月29日 条例第25号）

この条例は、平成26年10月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月25日 条例第10号）

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

○大府市母子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則

昭和53年9月13日大府市規則第29号

改正

昭和59年6月19日規則第26号

昭和59年9月26日規則第34号

昭和61年3月31日規則第14号

平成元年7月21日規則第18号

平成3年6月26日規則第21号

平成9年6月25日規則第27号

平成12年6月29日規則第50号

平成14年3月28日規則第22号

平成18年3月28日規則第13号

平成19年3月23日規則第20号

平成20年3月24日規則第11号

平成20年9月25日規則第69号

平成27年12月28日規則第57号

大府市母子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大府市母子家庭等医療費の助成に関する条例（昭和53年大府市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める法令は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(受給者証の交付申請)

第3条 条例第3条第1項に規定する母子家庭等医療費受給者証（第1号様式。以下「受給者証」という。）の交付を受けようとする者は、母子家庭等医療費受給者証交付・更



新申請書（第2号様式）に受給資格者であることを証する書類を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合において、その者が受給資格者であることを確認したときは、受給者証を交付するものとする。

3 受給者証の有効期間は、前項に規定する確認があった日の属する月の初日（その者がその日において受給資格者でない場合は、受給資格者となった日。以下「開始日」という。）から開始日以後最初に到来する7月31日（その者がその日までに受給資格者でなくなる場合は、受給資格者でなくなる日。以下「有効期限」という。）までとする。

（受給者証の更新申請等）

第4条 受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）が、有効期限の後も引き続き受給者証の交付を受けようとするときは、あらかじめ、母子家庭等医療費受給者証交付・更新申請書に有効期限の後も引き続き受給資格者であることを証明することができる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請には、前条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、前条第3項中「前項に規定する確認があった日の属する月の初日（その者がその日において受給資格者でない場合は、受給資格者となった日。」とあるのは「前回の有効期限の翌日（」と、「開始日」とあるのは「更新日」と読み替える。

3 受給者は、受給者証の有効期間が満了したときは、当該受給者証を、速やかに、市長に返還しなければならない。

（受給者証の再交付申請）

第5条 受給者は、受給者証を紛失し、破損し、又は汚損したときは、母子家庭等医療費受給者証再交付申請書（第3号様式）を市長に提出し、受給者証の再交付を受けることができる。

2 受給者証を破損し、又は汚損した場合の前項に規定する申請には、その受給者証を添えるものとする。

3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後、紛失した受給者証を発見したときは、速やかに、これを市長に返還しなければならない。

（医療費の助成等）

第6条 条例第5条第1項に規定する医療機関等に支払うべき額の審査及び支払いに関する事務を国民健康保険団体連合会に委託することができる。

(助成方法の特例)

第7条 条例第5条第2項に規定する助成を受けようとする者は、療養を受けた月を単位として、母子家庭等医療費助成申請書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 被保険者証又は組合員証
- (2) 受給者証
- (3) 医療機関等において発行する証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(届出事項)

第8条 条例第6条第1項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名又は市の区域内における住所
- (2) 条例第4条に規定する医療に関する給付を行う保険者、共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団(以下「保険者等」という。)又は当該保険者等の名称若しくは事業所の所在地若しくは給付の内容
- (3) 被保険者証、組合員証又は加入者証の記号番号

2 受給者は、前項各号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更のあった日から起算して14日以内に母子家庭等医療費受給資格等変更届(第5号様式)に、当該変更のあったことを証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(資格喪失の届出)

第9条 受給者証の交付を受けた者が条例第2条第1項の規定に該当しなくなったとき、又は同条第2項各号の規定に該当するに至ったときは、速やかに母子家庭等医療費受給資格喪失届(第6号様式)により市長に届け出なければならない。

(受給者証の添付)

第9条の2 前2条の規定による届出には、受給者証を添えなければならない。ただし、受給者証を添えることができない事由があるときは、その旨を明らかにすることができる申立書をもって受給者証に代えることができる。

(第三者行為による被害の届出)

第10条 医療費の助成事由が第三者行為によって生じたものであるときは、医療費の助成を受け、又は受けようとする者は、第三者行為による被害届(第7号様式)により、速やかに、市長に届け出なければならない。

(添付書類等の省略)

第11条 市長は、この規則の規定により申請書又は届書に添えて提出する書類等により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(母子家庭等医療費に関する処分の通知)

第11条の2 市長は、医療費の助成に関する処分をしたときは、文書をもってその内容を申請者に通知しなければならない。この場合において、医療費の全部又は一部につき不助成の処分をしたときは、その理由を付記しなければならない。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、昭和53年11月1日から施行する。

附 則 (昭和59年6月19日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年9月26日規則第34号)

この規則は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則 (昭和61年3月31日規則第14号)

この規則は、昭和61年8月1日から施行する。

附 則 (平成元年7月21日規則第18号)

この規則は、平成元年8月1日から施行する。

附 則 (平成3年6月26日規則第21号)

この規則は、平成3年8月1日から施行する。

附 則 (平成9年6月25日規則第27号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の大府市母子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている諸様式は、改正後の大府市母子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成12年6月29日規則第50号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大府市母子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている諸様式は、改正後の大府市母子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成14年3月28日規則第22号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大府市母子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている諸様式は、改正後の大府市母子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成18年3月28日規則第13号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大府市母子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている諸様式は、改正後の大府市母子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成19年3月23日規則第20号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大府市母子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている諸様式は、改正後の大府市母子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成20年3月24日規則第11号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大府市母子家庭等医療費助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている諸様式は、改正後の大府市母子家庭等医療費助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成20年9月25日規則第69号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大府市母子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている第6号様式による用紙は、改正後の大府市母子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成27年12月28日規則第57号)

この規則中第2号様式から第6号様式までの改正規定は平成28年1月1日から、第11条の改正規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

第2号様式(第3条、第4条関係)

第3号様式(第5条関係)

第4号様式(第7条関係)

第5号様式(第8条関係)

第6号様式(第9条関係)

第7号様式(第10条関係)